

□概要

「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」の対象区域を追加する。

□理由

文化学術研究都市（京都府域）では、関西文化学術研究都市建設促進法による「建設計画」の土地利用において、文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンに位置付けた区域を、良好な景観形成を図るため、景観法による景観計画の対象区域としている。

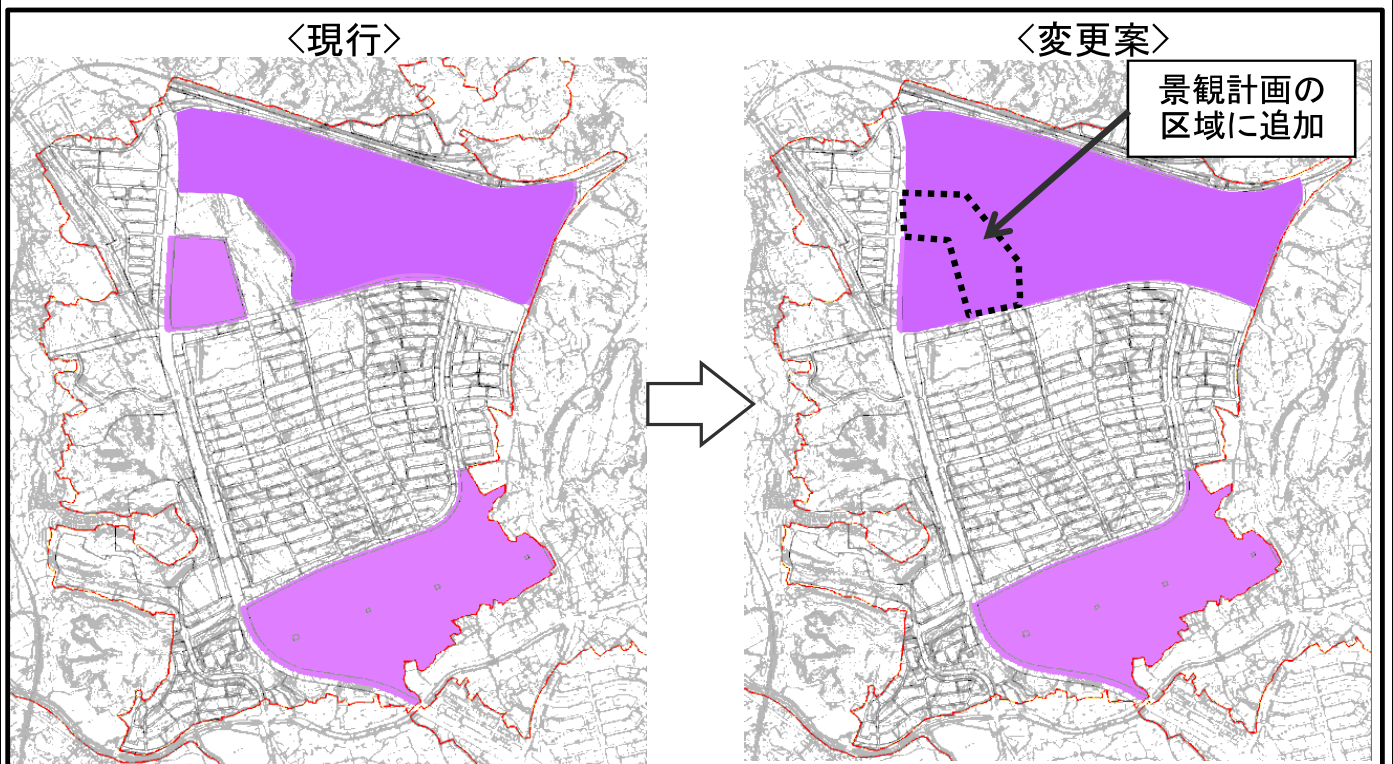
この度、建設計画の土地利用区分を住宅地ゾーンから文化学術研究ゾーンに変更した、木津地区の約5.5haについて、景観計画の区域に追加するため、景観法第9条8項により、都道府県都市計画審議会へ意見聴取するもの。

※建設計画の変更：H28.1.14 国土交通大臣同意

図1：都市計画位置図



図2：木津地区（木津川市）景観計画対象区域



※紫：景観計画の区域